

紀要

第 9 号

1996. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

# 目 次

## 序

‘廃棄’を考える—貝塚出土資料の検討にあたっての試論— [鈴木康二]	1
栗津湖底遺跡第3貝塚の貝類採取活動—セタシジミの成長速度と年齢構成— [稻葉正子]	11
大津市栗津湖底遺跡出土の錘 [瀬口真司]	16
箆状木製品の用途について [松澤 修]	25
縄文晩期土器棺墓の調査方法について—近畿地方の場合— [中村健二]	38
近江における弥生社会の理解にむけて—その方法と課題— [大崎康文]	42
長浜市域における弥生時代の石器—今川東遺跡出土石器を中心に— [稻葉隆宣]	51
石組みの煙道を持つカマド—古代の暖房施設試論— [上垣幸徳・松室孝樹]	57
集落遺跡出土の鉄製品についての研究ノート [田井中洋介]	79
近江へのアプローチ・その3—野洲・栗太をフィールドに— [近江歴史クラブ]	85
1. 野洲川流域の前・中期古墳について [鈴木桃代]	89
2. 栗太・野洲における後期古墳の類型的把握	
—古墳時代システム論への墓制的アプローチ [細川修平]	94
3. 集落遺跡から見た古墳時代の特質—古墳時代システム論への予察— [細川修平]	102
4. 栗太・野洲郡における掘立柱建物データの抽出と分類 [神保忠宏]	110
5. 近江国の古代駅路と官衙遺跡について [内田保之]	122
6. 古代における琵琶湖の湖上交通についての予察 [畠中英二]	130
7. 田原道をめぐる二つの地域 [重岡 卓]	136
8. 近江における玉造りをめぐって [中村智孝]	149
9. 栗太・野洲郡における古代の土器様相 [畠中英二]	157
10. 鉄鉱石の採掘地と製鉄遺跡の関係についての試論	
—滋賀県の事例を中心に— [大道和人]	164
栗太・野洲郡のまとめ	179
大津北郊白鳳寺院の造営計画（その1） [仲川 靖]	185
古代遺跡と出土文字資料 [濱 修]	200
石山国分遺跡出土瓦の覚書 [平井美典]	208
巡礼者の宿—鴨田遺跡出土の巡礼札より— [重田 勉]	215
焼物二話 [稻垣正宏]	220
蒲生稻寸氏について—近江古代豪族ノート5— [大橋信弥]	224
律令神話に於ける農業神について [造酒 豊]	233

日本古代の対外関係史の一様相	
－日本古代史研究ノートあるいは覚書その2－【芝池信幸】	238
遺跡の撮影【阿刀弘史】	243
新聞報道にみる文化財保護25年－新聞記事データベースの作成と利用－【中川正人】	252

# 籠状木製品の用途について

松澤 修

## 1. はじめに

この文では滋賀県彦根市松原内湖遺跡から出土した籠状木製品について、その用途を考察し、それが織機の緯打具であることを述べ、また、それと同じ形態をもつ籠状木製品が列島内各地に点々と存在することから縄文時代の遅くとも晩期前半、早ければ後期後半には織機が使われていたこと、即ち、織機による製品・織物が作られ使われていたことを述べる。そして縄文時代には従来いわれるような動植物の皮や編布以外に織物による衣服が存在していた可能性を述べ、その時代がその点からも多様性に富んだ社会を形成していたことを記述する。

## 2. 彦根市松原内湖遺跡出土の籠状木製品について

松原内湖遺跡の、あるいは、その籠状木製品についてはその報告書が刊行され、また、考古学雑誌に於いてもその報告者である細川修平により資料紹介<sup>(1)</sup>がなされており、委細はそれらにより充足される。遺跡の概略は琵琶湖東岸に存在した内湖の汀線際に形成された生活跡であり、その遺物ということになる。そこでは丸木舟を含む多量の木器が出土しておりそこで明らかな如く汀線際の湿地帯に立地したものであった。

籠状木製品は大型のものと小型のものの2例が出土している。このうち大型のものは縄文時代後期後半の遺物包含層より出土している。しかし、その文様から晩期前半に所属するとみる考え方<sup>(2)</sup>もある。小型の例は晩期後半の遺物包含層から出土しているが、より古くなる可能性もある。

大型籠状木製品 この籠状木製品は一木作りで剣身状をなし、一方に段をつくる。全体の長さ43.7cm、幅は剣身部で2.4~4.8cm、有段部の最大幅6.6cmを計る。全体の形状から剣身部と有段部・把飾部とに分類出来る。剣身部は片面を平坦に、片面を低いながらかな丘陵状・蒲鉾状につくり、先端部・切先部に向けてその厚さを減じさせている。把飾部は喇叭状の段を三段に重ねた形で、その端部に二つの突起を作っている。この斜把飾部は線刻による格子目と彫りこみによる三角形文とによって飾られ、その三角形文の凹みの一部に赤い彩色が残っており、この把飾部に赤の彩色が施されていたことが推定される。また、剣身部の先端はその両面ともに低い段がつけられ、その段を境として切先部には把飾部と同様の彫りこみによる三角形文が施され、その反対側には段に沿って四つの小円孔が規則的に穿たれている。これらの加工は精巧で全体に丁寧な作行といえるものである。

この籠状木製品には使用痕跡が認められる。従って、未使用品では無く、また、その使用状況から装飾品ではなく、実用品であるとみられる。本器の使用痕跡は剣身に認められ、他の部分、把飾部には認められない。それは剣身部の切先部分から約24cmの幅にわたってあり、そのうちでも切先を下にしてみた場合の右の側面に強く認められ、そこから蒲鉾状の山の部分にかけて使用痕、摩耗痕跡が認められるのである。つまり、この籠状木製品は剣身部を幅広く摩耗させる使用

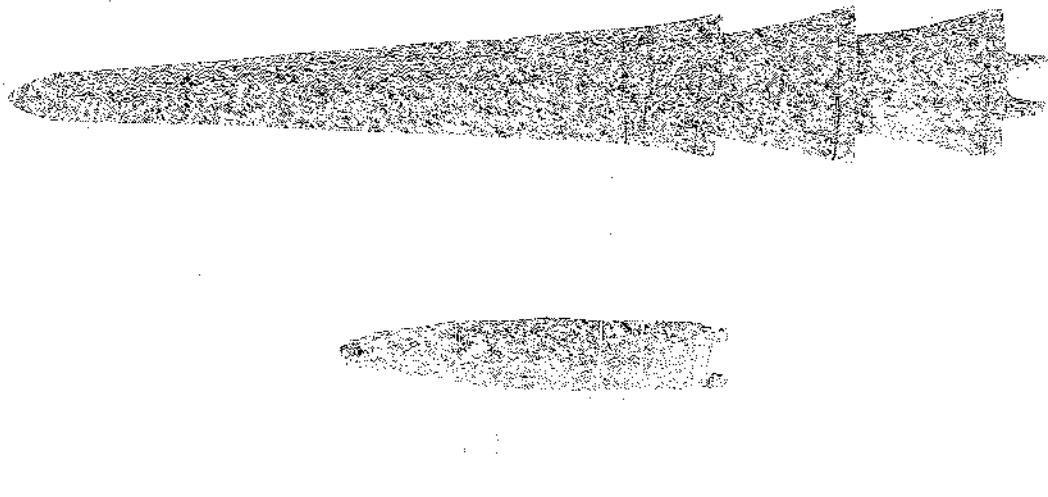


写真1 松原内湖遺跡出土 篦状木製品

法を行う、その目的のために製作された木器であることが指摘できる。材質は榧と判定されている。

**小型箒状木製品** 全体は短冊型でその一方を削って剣状につくる。長さ16.4cm、幅は約3cmを計る。大型品とほぼ同じ形態とみて差しつかえない。全体は一方の面が平らでその反対面は低い丘陵状、蒲鉾状につくられる。切先部には微小な孔が一ヶ所設けられている。山形の面の短冊型の部分には三本の薬研影に近い線刻が施され、その端部には二個の突起が設けられている。全体の加工、仕上げはやや粗雑なもので、ややいびつなものとなっている。材質は大型品と同様に榧と判定されている。木器の使用痕跡は全体に二次的摩耗が認められる他は特に認められない。

この二つの箒状木製品は全体の形状は大小の差異はあるが略々同一であり、小孔の数、使用痕跡の有無による相違が認められる。従って、おなじ目的のために作られた可能性があり異なる使用法であった可能性を指摘できよう。

### 3. 他遺跡の箒状木製品について

松原内湖遺跡の箒状木製品に類するものを挙げてみると、青森県是川遺跡例<sup>(4)</sup>、北海道忍路土場遺跡例<sup>(5)</sup>、三重県納所遺跡例<sup>(6)</sup>がある。その他、土製品ではあるが、熊本県弓削宮原遺跡例<sup>(7)</sup>が挙げられよう。それらの内容は多様であり、一概にはいえないが、剣身状につくり、種々の把飾部を持つ。突起をつけるものそうでないものなどがあり、また、剣身部の先端に小孔を設けるもの設けないものがある。三重県納所遺跡例はその先端部が丸くつくられる特徴がある。これらのものを同じ目的のために作られたとすることはその形態の特徴からみて十分に首肯することが出来るで

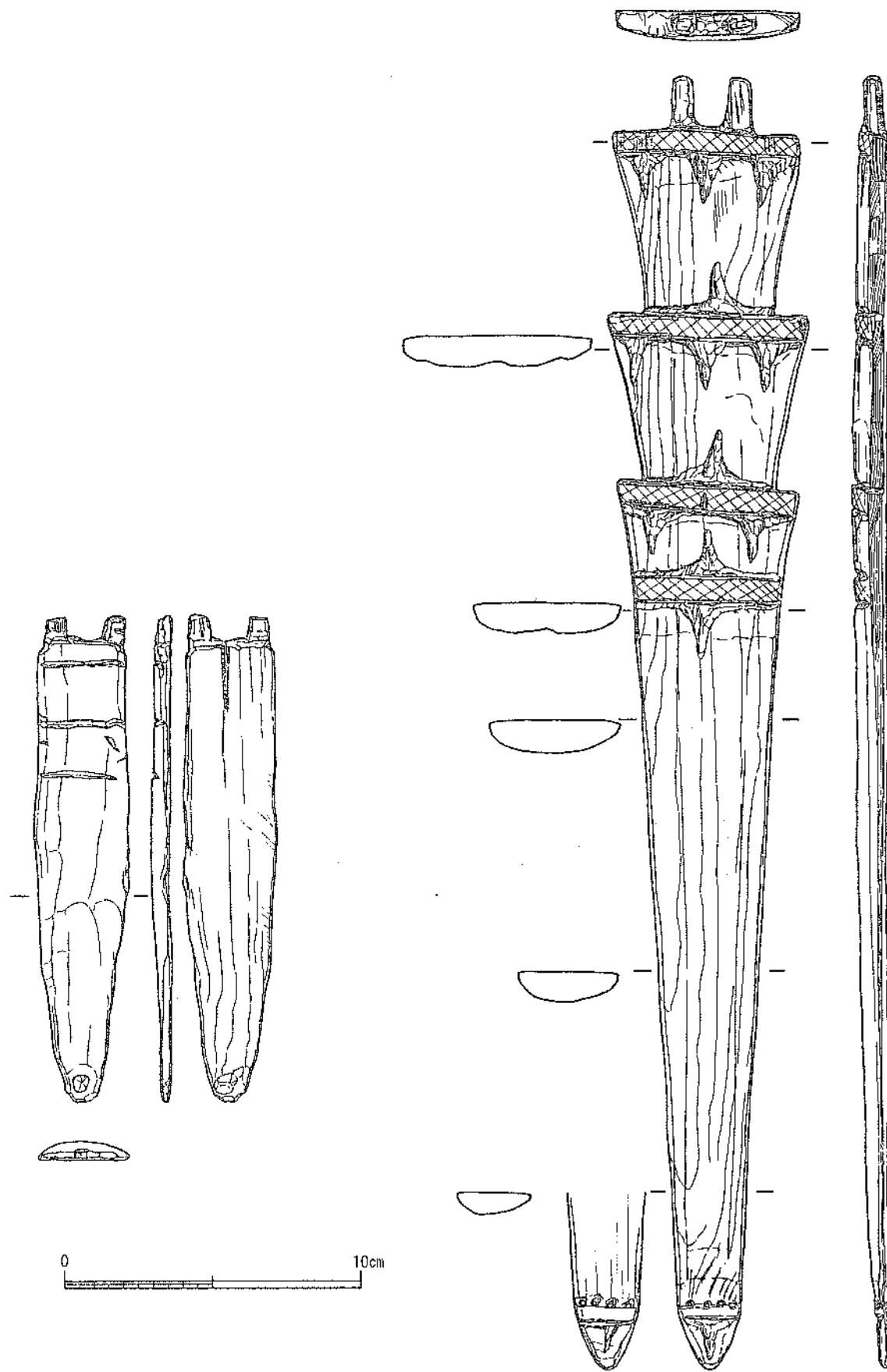


図1 松原内湖遺跡出土籠状木製品実測図

あろう。もし、この仮定、即ち、これらの箆状木製品が同じ目的のために作られたことが言えるとすれば、以上の諸例から箆状木製品の属性として次のような諸点を挙げることが出来る。それは、突起は無くともよい。剣身状につくる。先端の小穿孔は無くともよい。大小の形態がある。飾りは様々なものがあり、そこの段は無くともよい。その時期は縄文時代後期後半から弥生時代前期である。分布は北海道、青森、滋賀、三重であり、土製品であるが熊本にも例品があり、点々としてはいるが列島内全域、もしくは熊本例を除外すれば東日本から近畿にみられる。

#### 4. 用途について

これまでかような形態の木製品に対して琴とする説がある。これは主に静岡県登呂遺跡や兵庫県葭池北遺跡、あるいは滋賀県森浜遺跡などから出土している琴状木製品との形態的類似からの見解で、琴の祖型的なものと考えられたことに由来すると思う。松原内湖の箆状木製品に即していえば、剣身部先端の4個の小穿孔と把節部の先端部の突起に弦を張りわたし琴として使用したものである。これについて山口庄司は実際に琴として製作し、音階を作り上げるという精緻な実験を行っている。<sup>(8)</sup> 琴としても使えるということである。しかし、ここではこの箆状木製品＝琴説は採らない。それは形態の面、使用痕跡の面とともに箆状木製品が琴であることを否定しているからである。以下、主にその二つの点から木器が琴ではないことを述べてみよう。まず、形態の面からいえば、明らかに琴とみられる登呂遺跡例、あるいは葭池北遺跡例、森浜遺跡例などがいづれも一方の端部に5～6個の突起をつくり、一方の端部には一孔を必ずつくるのである。



写真2 滋賀県森浜遺跡出土板琴

つまり集弦と散弦を行うための装置、そのための形状につくっているのである。一方松原内湖例では突起と孔はあるが、突起は如何にも細く、小孔もそうだが、弦を張るために繊細に過ぎるといえよう。また、おなじく箆状木製品たる是川遺跡例には小孔を有さない、あるいは、突起を有さない例が多くあり弦を張るために機能を欠くものとみなさなければならない。ただ、この場合、突起の代わりに副本を当てる、孔の代わりに先端に弦を巻きつけることにより弦を張るという可能性はある。しかし、これはあくまで僅かな可能性であり、形態の面からみて箆状木製品＝琴とすることについては否定的な要因が多いように思われる。次いで、その使用痕跡から考えてみよう。他の遺跡例は判らないが松原内湖遺跡例の使用痕跡は、先述した如く、剣身部の一方の側面から剣身部の山状の面に観察されるのであって、突起部、あるいは、小孔には認められない

のである。弦を張るためにかなり強い力が加わる筈で、強いその痕跡が残らねばならない。しかし、その痕跡は認められないである。ただ、可能性としては上述した如き、突起や小孔に皮や樹皮などのあてものをした場合には使用痕跡、この場合には弦の巻きつけ痕跡が残らないことはある。しかし、そうであるとしても剣身部の上述の如き使用痕跡が残ることの説明を必要としよう。従って、使用痕跡の面からも箆状木製品が弦を張って使用した器物、即ち、琴であるとの説を否定することになるだろう。形態の上からも使用痕跡の上からも琴ではないといい得るであろう。

以上の検証からこの箆状木製品は琴ではない別の用途を考えねばならない。そこでもう一度その使用痕跡を考察してみることとしよう。その使用痕跡は、一方の側面からその山にかけてあるのであり、また、その形態もそれに即した、その側面を何かにあてるためのものである。また、その対象物もその痕跡からみて固いものではなく一定の幅、それは剣身部の23cmの幅であるが、そのような幅広いものである。幅広く固くないものとした場合、須ちに布が考えられるのではあるまいか。対象物が布であるとすればこの道具はそれを押しつける道具、即ち、織物あるいは編物の緯打具が考えられよう。織物の緯糸を経糸に打ち込むための道具ではないだろうか。松原内湖例に即していえば剣身部が緯糸を打ち込む部分、そして把頭部が握り部、あるいは、後述する如く剣柄とすれば握り部であると同時に糸巻きを兼ねている部分とすることが出来る。具体的には織機の最も初源のものといわれる腰機の緯打具といえよう。このタイプの織機の布幅がその機構上の制約から30cm前後とみられることも、この箆状木製品に残る使用痕跡の幅がその範囲であることによりその証拠の一つとなるであろう。かように使用痕跡の観察から本器が織機の緯打具ではないかと考えたが、当然のこと乍ら使用痕跡からこの他の様々な用途が考えられるのであり、次のもう一つの側面、その形態的特徴から本機が緯打具であろうとする可能性を述べてみよう。

これまで述べて來た如く、かような箆状木製品を織機の緯打具ではないかと考えたわけであるが、周知の如く、弥生時代以降の緯打具は例えば登呂遺跡などで出土している形態のものである。それは包丁の如く、一方の側面を薄く、一方を厚くする刀型で、その両側面に握りをつける形態のものもある。従って本稿の箆状木製品とは大いにその形態は異なり、弥生時代から出現する緯打具ではないことは明らかである。しかし、我々はそれとは別種の、あるいは、別系統の緯打具をまた知っている。それは一つはアイヌ民族のアッシ織に使用される“ペラ”と呼ばれる緯打具であり、そしてもう一つは遠く海を隔てた南米のアンデス文明の緯打具である。筆者が後者を知ったのは迂遠な事であるが最近のことで、丁度、この松原内湖の箆状木製品が出土し、“縄文時代の琴”と喧伝されていたその頃であった。この箆状木製品を実際に観察し、琴ではないと考えていた頃、遇々大丸京都店で開催されていた「大アンデス展」を見学し、その陳列ケースに於いてその“縄文の琴”を見出した。<sup>(9)</sup>勿論それは琴ではなく、墓の副葬品として、組み合わせて使う道具の一つ、即ち、織機の一部である緯打具として出土していたのである。これを簡単に紹介しよう。この墓の副葬品、織機はアンデス文明のチャンカイ文明化期のものである。同文化は12

～15世紀のペルー中部の山岳都市チャンカイを中心として存在したもので、素朴な土器と極めて多彩な優れた織物の遺品で知られるものである。件の織機は写真の如く極めて原始的な構造、織機の最も基本的部分から成り、そして、その部品もまた極めて源初的なものである。ただ、その中で縹打具のみが丁寧な加工で製作されており、それは箆状木製品なのである。この縹打具・箆状木製品は45cm前後の長さでわが列島内のそれと略々規を一にし、同様に剣身状につくられ剣身部と把握部がある。把飾部は角頭型でその中央部に三日月状の文様が彫られその周囲には端部に向け両サイドに角状の文様が、そして、その間には三本の直線が丁度屋根の千木・櫓木の如く黒色の顔料で描かれている。また、剣身部の付け根・把握部との境の部分には三ツ鱗文というか、三ツ又入組文というか、そのような文様が矢張り黒色顔料により表されているのである。剣身部は一方の面は平らで、一方の面はやや稜をつくる山形で、その切先部に貫通していないが凹みがみられる。この形態からみて把飾部を握り剣身部で糸を打ちこむものといえよう。従って、把飾部の文様は縹打のため、つまり、実用のためのものではなく装飾というか、あるいは、呪術的な意味で付されていると解されるであろう。この縹打具・箆状木製品とわが松原内湖遺跡や是川遺跡などの箆状木製品の形状は極めてよく合致するが若干の相違もある。それは剣身先端の小孔の有無、突起の有無、そして把飾部の段の有無などである。これらの相違について若干検討してみよう。剣先部の小孔の有無、あるいは、把握部の突起の有無については、例えば是川遺跡例の中にはその小孔の無いもの、突起のないものがあり相違ではないようである。松原内湖の有段例は是川遺跡例などにみられぬ点から松原内湖例の特徴といえるかと思われるが、ただ忍路土場例が

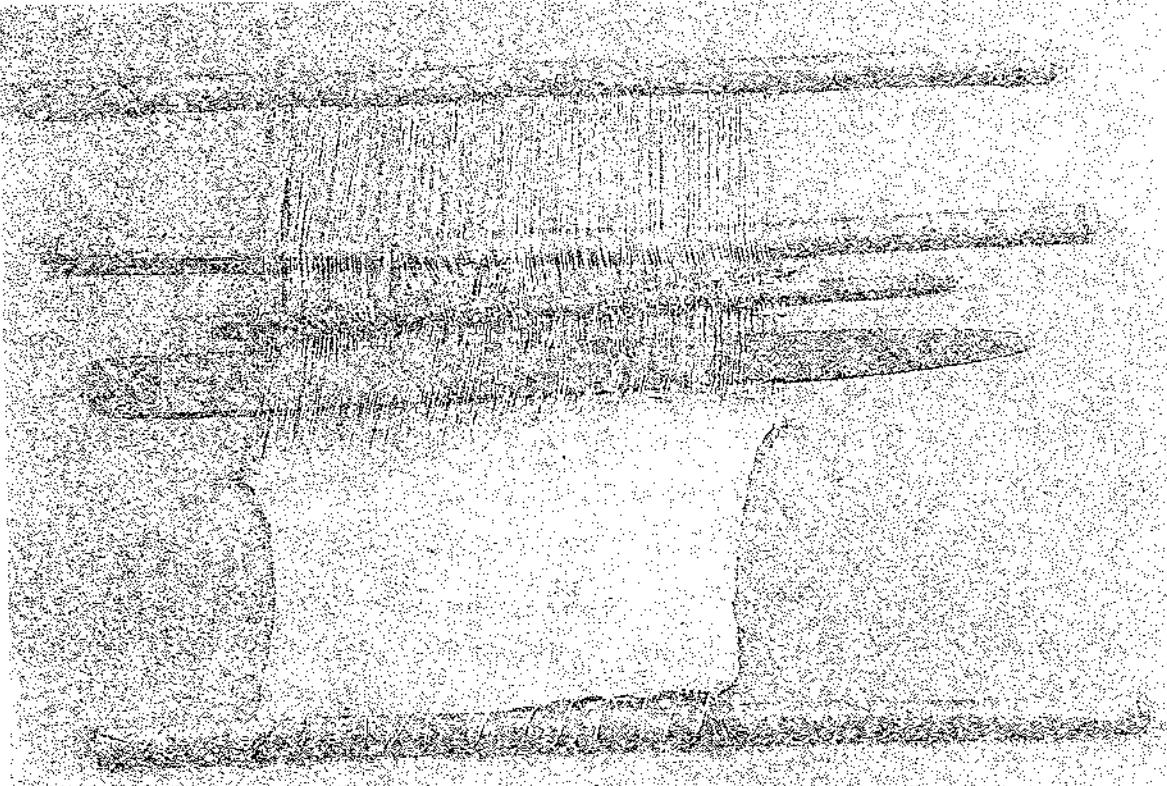


写真3 アンデス文明チャンカイ期の織機（大アンデス文明展図録より）

同様の段を持つもので、この箆状木製品が松原内湖例と同様の機能を持たされていたとし、また、松原内湖遺跡例を縄文時代後期のものとすれば縄文時代後期後半という時期的な特徴といえるかも知れない。この有段という特徴は要するに箆状木製品全体の規範ではないといい得ようし、他の相違点についても箆状木製品としての相違ではないと出来る。以上の検証と両者の形態の類似、あるいは、文様（彼は顔料によって描かれ、我は彫りこみによって表されるのだが）の類似はこの両者が時間と空間を超えて同じ目的のために、即ち、緯打具として作られ使われたことを示しているのであろう。その剣身部は緯糸を打ちこむそのために一面を偏平に一面を山形につくるのであり、また、飾りの部分は主として握るためのものであろう。ただ、松原内湖例の突起は飾りというより、後述する如く、これが剣杼とすればそこに糸を巻きつける桟としての役割、可能性が強いように考えられる。次いで、アイヌ民族のアッシ織に使われている“ペラ”と呼ばれる緯打具も若干の形状の違いはあるものの握りの部分に突起をつくり、剣身部につくるというその形状は、まさしく、箆状木製品に通じる内容であり、松原内湖例他の箆状木製品が緯打具であると

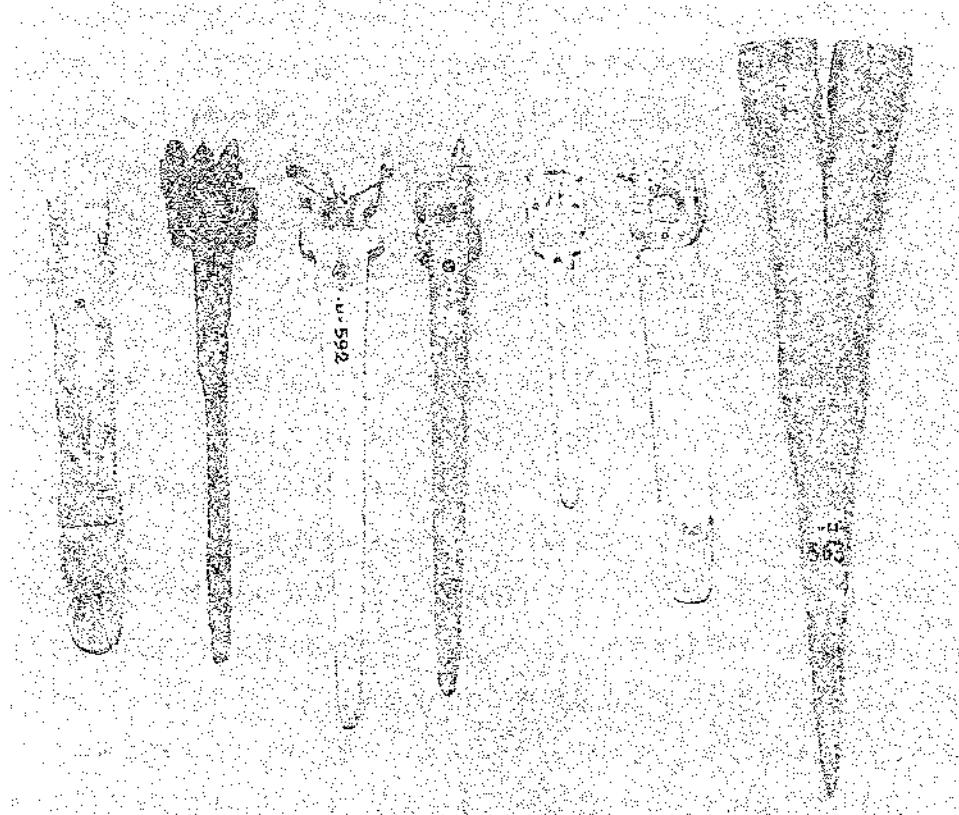


写真4 アンデス文明インカ期の織機（大アンデス文明展図録より）

することを証拠づける道具であるといえよう。

箆状木製品はこれまで述べてきた如く、使用痕跡、即ち、その剣身部に残る一方の側面から山形の面に残る摩耗痕、そして、形態の両面からみて織機の部品、即ち、緯打具とすることが出来よう。そして、かような緯打具が存在することは縄文時代の後期後半、あるいは、晚期前半には列島内においては織物、あるいは、編物が作られ、使われていたことを示しているのであろう。ところで松原内湖遺跡では1で述べた如く、大型品の他にそれと同じ形態につくる小型の箆状木



写真5 篦状木製品の使用

製品が出土している。剣身状につくりその切先に微小な孔をつけ、その切先とは反対の端部に二本の突起をつけるもので、やや複雑なつくりではあるが基本的には大型品と同様の意匠のものである。だが、この篦状木製品はその小型であることからみて大型品の如く縛打具としては使えない。従って、別の用途を考えねばならない。しかし、形態は全く同一であることからみて織機の

一部としてよいのではないだろうか。ここで注目されるのは、先の大型品でみた如くアンデス文明中のインカ期の遺物がある。それは織機である篦状の骨用器なのだが、これは先にみたチャンカイ器の篦状品より先鍊されたもので、飾りの部分にはコンドルやピューマなどの動物、あるいは、その全体を人物として表すなどの細工が施されている。しかし、全体の形態は篦状につくり、その飾りの部分に突起状の形象物を表すのであり、また、小孔を有するものでわが篦状木製品と基本的に同様のつくりとみえ杼として使われているのである。小型で篦状につくるものが織機として作られ使われているのである。従って、松原内湖の小型篦状木製品は大型品との形状の類似、あるいはインカの小型篦状の織機との類似から大型品と同様に織機の部品であるとみる先の推論が成り立つであろう。織機であるとすれば杼ではないかと考える。それはこの小型篦状木製品を機能的にみた場合、全体の形状、先端の小孔、反対側の角状突起の三点が大きく特徴として挙げられるが、それは小孔に糸を通し角状突起に糸を巻きそして全体で経糸間を通して、つまり縦糸を経糸の間にくぐらせる道具つまり杼と考えられるからである。これを杼とした場合、本器の小孔は極めて微小な孔で太い紐もしくは糸は通せないのであり、せいぜい木綿糸程度のものを通してはいたとみられる。従って、席編などの道具ではなくもっと織細な編物もしくは織物などに使用したと考えねばならない。さらに、本器は単に縦糸通しに使われたのみでなく、特殊な織り方にも使われたのではないかとも推定出来る。因みに、先の大型篦状木製品の切先の四つの孔の機能がはっきり判らないが、小型品と同様に縦糸のための孔ではないかと考えている。つまり、そこの縦糸を通してそれを経糸の間をくぐらせるためのものではないかとするものである。そのような場合、この四孔の全てに糸を入れて通す場合や1～3本、あるいは全く糸を入れない場合など様々な形があると考えることが出来よう。また、小型品で考えた突起の使用法はもしこの孔が経糸のためであるとすればこの大型品の場合にも当てはまるのではないだろうか。即ち、この突起に糸を巻きつけておく、杼の様な役割である。大型品の場合はかように縛打の他に糸巻き、経糸通しの役割を持つ可能性があるのである。つまり、縛打と杼の両方の役割が考えられることから“剣杼”であろうと考えるのである（“刀杼”とすべきであろうが、その形態が刀型ではなく剣型であり、さらに、その系統も異なることをかんがみて“剣杼”と呼称した。）

以上、松原内湖遺跡の篦状木製品は織機の一部であり、さらに、大型品については“剣杼”、

小型品については杼という用途を考えた。従って、列島内では縄文時代の後期後半から晩期前半期には杼と“剣杼”が存在しており、それらは弥生時代以降の杼あるいは緯打具とは異なる形態のものであったといい得よう。

#### 5. 縄文時代の織物の可能性について

縄文時代に織物が存在したか否かについて現在までのところはっきりしていないが、むしろ、否定的である。それは編布については出土例はあるものの織物自体の出土例が無いこと、布目痕跡のある土器は北部九州に出土をみるが地域的にみてその布が列島内のものでない可能性があること、そして、織機の出土例が無いなどの事由による。

本稿ではこれまで記述した通り松原内湖遺跡などの籠状木製品について緯打具、杼などと考え縄文時代に織機、織物が存在した可能性を指摘した。この項ではその可能性をさらに考察するため織物の存在の可能性を持つとみる縄文時代の遺物を取り上げてみることとする。それは紡錘車とみえる土器片利用の円形穿孔板、糸、織機の腰当てなどである。

紡錘車の可能性のある円形穿孔板は土器片を円形に打ち欠き、その中央部に小孔を設けたものである。重量や形態からみて十分に紡錘車として使えるものであろう。ただ、この円形穿孔板は中央に孔をもたぬ例、あるいは、貫通せず中央に凹みをつくる例などがあり、あるいは他の用途の可能性も考えられるが、一応、中央に穿孔のある例について紡錘車の機能を考えることが出来よう。この他に木製のものが存在した可能性もあるであろう。この円形穿孔板は紡錘車とすれば列島内で多く出土例があることから、精粗の差はあるとしても列島内で広く紡錘が行われていたことを示す遺物といい得よう。糸についてであるが、この遺物については寡聞にして多くを知らないか、籠状木製品を出土している北海道忍路土場遺跡で細かく観察されたものがある。そこでは現代の絹糸、木綿糸に匹敵するミクロン単位のものが検出されており、縄文時代後期後半に極めて細い撚り糸が存在していたことが判明する。また、同遺跡では朱染糸も検出されており、あるいは、同時期にある程度の色糸が存在していた可能性さえみせている。つまり、細糸は確実に存在したのである。

腰当てについても忍路土場遺跡で出土している小弓状の木製品がある。他の用途も考えられるが腰当てとして十分に使えるものとみている。この木器の用途候補の一端に加えられるであろう。

織物の直接的証拠である北部九州で出土する平織の痕跡のある土器についても列島産の織物の存在の可能性として挙げられるであろう。

そして、本稿で記述している剣杼、杼という織機の存在がある。かような諸件から考えて列島内では縄文時代後期、遅くとも晩期前半には織物が作られ、使われていたと考えることが出来るのではないだろうか。

かように縄文時代に織物が作られ使われており、籠状木製品が織機の一部であったと考えることが出来れば、籠状木製品の分布範囲はそのまま織物の作られていた範囲を表すと考えることが出来よう。従って、北海道から近畿にかけては確実に、そして、熊本県の弓削宮原遺跡の土製品が同様のものとすると略々、列島内の全域にこの技術、即ち、織物作りが行われていたことにな

る。もし、弓削宮原例を除外すれば近畿以西では同様の遺物が出土していないことから、この縫打具を持つ技術は東日本の特徴ということが出来る。この点については資料の蓄積分析が解決してくれるであろう。ここで興味深いのは松原内湖遺跡の小型籠状木製品、杼の存在である。ただ単なる織物とすれば“剣杼”で十分であり、かのような杼を作り使う必要がないように思われる。かのような杼を使う理由について次のように考えている。縄文時代の風俗を考える上で直接的に参考となるのは抽象的ではあるが土偶がある。土偶には裸のものと身体を飾る、衣装をつけた（その中には刺青と考えられるものもある）ものがあり、衣服であるとする推定に誤りがなければ縄文時代人は、誇張はあるとしても、可成り多様な意匠の衣服をまとっていたといいえよう。この様な衣服について皮（樹皮や獸皮）へのペインティングとみること、つまり、文様のある皮の衣服とすることも勿論出来るが、また、織り方によるあるいは、色糸による、糸の太さによる表現とみることも可能であろう。色鮮やかな文様による衣装を着ていたのではないだろうか。この点を推測するものとして、先に挙げた忍路土場遺跡の朱染糸があり、そして、この小型籠状木製品・杼の存在があるのではないだろうか。この杼の役割は経糸通しの他、色糸を揃りこむ、文様として織り込むことや、織り方を変化させる場合などに用いられたとするのである。上述した如く、“剣杼”があれば単なる経糸通しには十分であり、それ以外の、勿論そのためにも使われたであろうが、織り方をする場合に必要なものではなかったであろうか。縄文時代人による極めて多様な土器の文様表現などは、もし上述の如く多様な織り方があったとすればペインティングによる表現のあったであろうから、衣装においても発揮されたことを想像することは手易く、それがハレのものであったとしても普通に我々が抱く縄文時代人の像とは懸け離れて多彩・華麗なものではなかったであろう。

## 6. まとめ

縄文時代については、近年、食料確保の問題やその遺構・遺物などを通して集団間の隔差や協業の問題などが論ぜられ、新しい縄文時代像が構築されており、本稿で述べた衣服の問題についてもそれらとの総合的な論議の中で新しい考え方も構築せねばならないであろう。

以上、松原内湖の大小の籠状木製品が織機の縫打具・“剣杼”そして杼であると推測し、その存在から縄文時代の後期後半ないし晩期前半には列島内で織物が作られ使われていたことを推論し、縄文時代人の衣服は可成り高度な段階に達して多彩なものであったとした。しかし、これらはいづれも推論の域をはず、また、織物についても専門の知識を持たないために様々な誤解があるやと思う。御一読頂いた諸賢の御叱正を頂くことを切望し搁筆する。

本文の作成にあたっては（財）滋賀県文化財保護協会の中川正人氏、写真家の寿福滋氏の協力を得た。本文の写真は“籠状木製品の使用”以外は寿福氏の撮影による。文末ではありますが深い感謝を表します。

## 註

- (1) 滋賀県教育委員会「松原内湖遺跡発掘調査報告書Ⅱ」 1992年
- (2) 細川修平「滋賀県松原内湖遺跡出土の籠状木製品」（『考古学雑誌』72巻4号 1987年）
- (3) (1)、(2)の文献
- (4) 保坂三郎他『是川遺跡』中央公論美術出版 1972年
- (5) 北海道埋蔵文化財センター「小樽市忍路土場遺跡・忍路5遺跡・（財）北海道埋蔵文化財センター調査報告書53集」 1989年
- (6) 三重県教育委員会「納所遺跡」 1979年
- (7) 肥後上代文化研究会「上野辰男蒐集考古資料図録」第1集 1986年
- (8) 山口庄司「松原内湖出土の琴筆の復元」（『滋賀文化財だより』NO.128、129） 1988年
- (9) 「大アンデス文明展」巡回展、京都展1988年12月28日～1990年1月16日 大丸ミュージアム京都において。朝日新聞大阪本社「大アンデス文明展：図録」 1989年  
本遺物の見学、そして写真図版の使用については大丸京都店の多大な協力を得た。記して謝意を表したい。
- (10) (5)の文献

補(1) 本文の成稿後福岡県雀居遺跡で縄文時代晚期、夜白式土器の時期の織機、緯打具や紡錘車などが出土したことを新聞記事で知った。それが大陸・半島からの搬入品であるか否かは別として、縄文時代に織機、そして可能性として織物が存在し得たことが明確になったと考えられる。ところで、新聞での知見ながらその緯打具は本稿の如き籠状木製品ではなく、後代に続く刀型である。そこで、本稿の籠状の緯打具との相異について若干の考えを述べておく必要があろう。

雀居遺跡の緯打具は上述した如く、一方に刃を持つ刀型であり、また、両側に握り部をつくるものである。これは明らかに弥生時代以降の原始機・腰機に連なる形態で完成された形態であることや出土地、時期からみて半島・大陸からの搬入品、もしくはその模倣品とみて差しつかえないだろう。ここでは便宜的にこれを弥生型・半島型と呼んでみよう。これに対し籠状の、本稿でいう“剣杼”であるが、縄文時代の例が大半であるが、この範疇に入るとみられる納所遺跡例が弥生時代前期のものとされる。つまり列島内では弥生型・半島型の緯打具と時期的に重複する形で別種の緯打具が作られ使われていたことになる。列島内で縄文時代から使われていたことを基礎として、これを便宜的に縄文型・列島型と呼ぶことが出来るのであるまい。また、熊本県の弓削宮原遺跡例が縄文型に属する例品であるとすれば列島内に地域を設けず、汎列島型とすることができるが、これが緯打具でないなら、現在の出土例からは、“剣杼”は例えば東日本型と呼ぶ必要があるやも知れない。いづれにせよ織物については、縄文時代には“剣杼”的緯打具により既に作られ使われており、その後、大陸・半島から刀型の緯打具を持つ織物技術が招来され、その後、この技術、その道具が列島内に広がったと考えるものである。縄文型・列島型の緯打具はその後殆ど消滅するとみられるが、アイヌ民族の“ペラ”、あるいは南米のアンデス文明中のチャンカイ文明期の緯打具として存在するのであり、それこそで新しく考案されたというより縄文時代に起源を持つ古相の道具といい得るのではないだろうか。

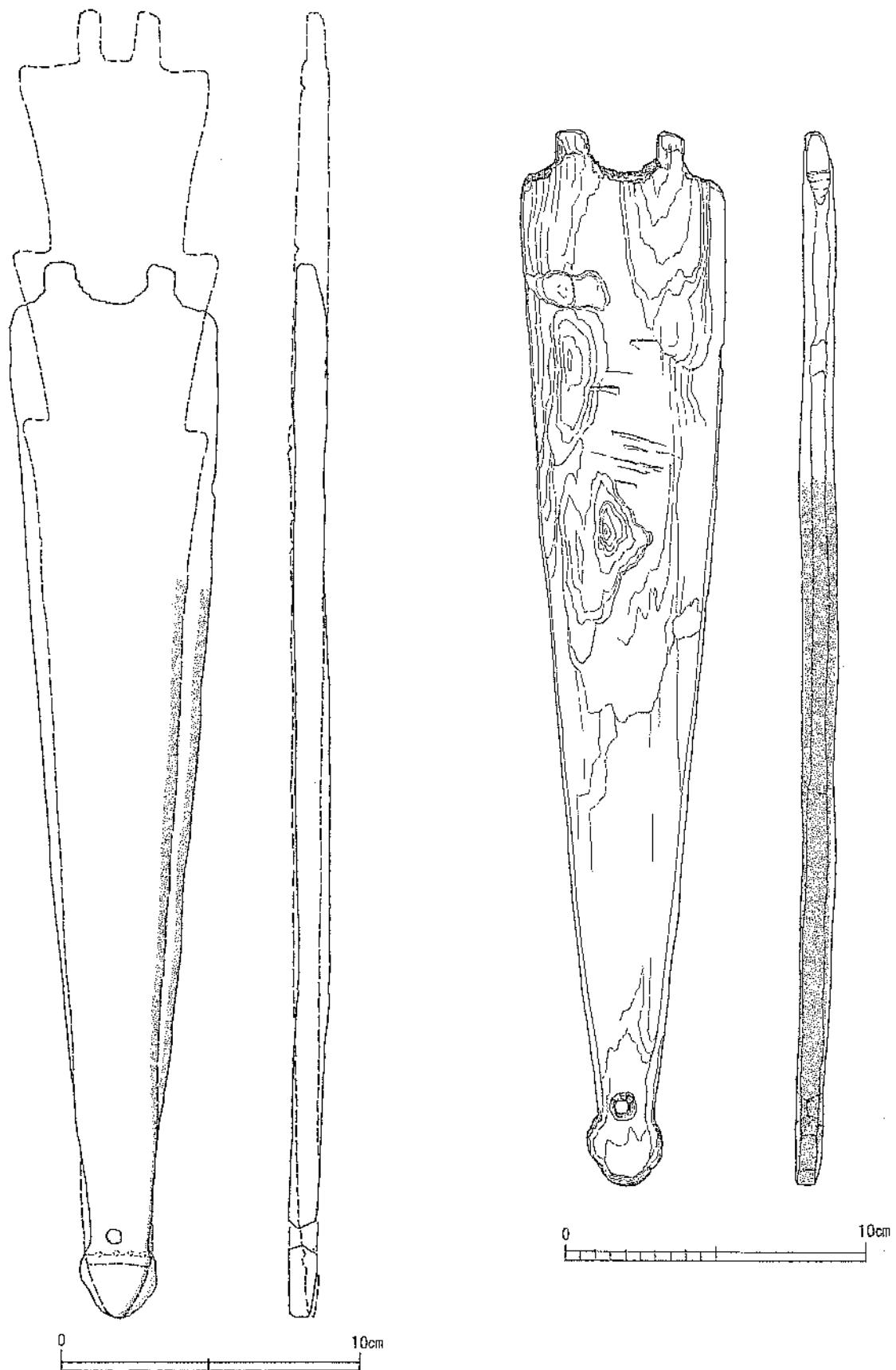
補(2) 本稿の作成後に三重県納所遺跡出土の籠状木製品（弥生時代前期）を実測する機会を得た（滋賀県立安土城考古博物館「弥生の祈り人」展1994年）。その詳細は報告書（三重県教育委員会編「納所遺跡」1979年）に依らねばならないが、本稿に関係する点について若干の知見を述べておこう。

その全長は約35cm、厚さ約1cmを計る。2本の突起を一方の端部に付け、その反対側の端部には花頭状の膨らみを設けている。この膨らみの根元に両面穿孔の有効径0.5cmの円孔が付されている。また剣身部はその側面に向けて削られておらず、その断面が長方形に近い形状を呈する点は本例の特徴である。その側面は先端の膨らみ部分から全体の3分の1付近から突起部にかけては若干の削りが行われている。ただ、この削りも形を整えるためのものと推測され、松原内湖例の如き断面を蒲鉾状にする意図はないと思われる。本例の工作は丁寧なものと言えようが、最後の調整の際の削りがやや粗く、その削り部分から突起部にかけて刃物痕、あるいは、本部に沿った“はぎすぎ”による凹部がある。また全体は両面ともに粗い焼き、焼き板になっている。こ

の焼け焦げは上述の木目の凹部にもみられ全体の削り調整終了後に行われている。この焼きは調整のためと観察するがるが、なお、二次的意図のために行われた可能性も否定しきれない。本器の使用痕については保存処理が行われている時点で慎重に発言せねばならないが、なお、剣身部の側面部に摩擦痕がみられ、それは先端の膨らみ部の付け根より約22cmの幅にある。また、膨らみの花頭形がやや崩れている点からその部位についても可能性がある。本器でも松原内湖例同様に穿孔部、突起ともに使用痕は認められない。この二本の突起間の根元に細かい凹部があるがこれは製作時の調整による刻み痕である。

これらの形態、あるいは使用痕の状況は基本的に松原内湖例と同様であり、本器が琴では無く、矢張り、その剣身部を幅広く使う道具、つまりは緯打具であると推定されるのである。本器は松原内湖例に比して幅は若干広く、長さは松原例の段の二段目までであるが、先端の膨らみ部の長さの違いはあるものの孔の位置が略々一致するのである。また、摩擦痕の幅が略々同じである点も重要であろう。これらの合致は、それらの製作・使用に何らかの規範が存在した可能性を窺知させよう。その一方、本器は松原内湖例に比して、緯打面が広い（厚い）、装飾がない、先端に膨らみ部がある、孔が大きいなどの相違点がある。これらの相違点については松原例でも側面部は薄くなるものの全体については厚手であり、孔の大小はそれが大きい場合は大小の兼用となり得ることで、また、先端の膨らみ部は打ち込みには使用しないこと、装飾はそもそも不用であることから、大きな、つまり、機能的な意味での相違点とはいえないということであろう。全体の形状や使用痕の状況から本器の機能は松原内湖例と同様のもの、つまり、緯打具と考えるべきであろう。ただ、本器の特徴である緯打面（剣身部の側面）が厚い、孔が孔が大きいことは、松原内湖例と大きな相違点であり、松原内湖例が細い糸を対称としたのに対し相対的に太い糸を打ち込むために作られ、使われたのではないだろうか。

以上、三重県納所遺跡の箆状木製品について実測、観察し、そこから本器についての緯打具であろうと推察した。本器の観察については三重県埋蔵文化財センター、斎宮歴史博物館、安土城考古博物館、杉谷政樹氏、田中勝弘氏の協力を得た。文末ではありますが深い感謝を表します。



三重県納所遺跡出土箆状木製品実測図及び松原内湖例との比較図（アミ目は使用痕跡の部位）

## 編集後記

この冬は、久しぶりに雪の多い年となり、外での調査では寒さに堪える日々を過ごされたことと思います。今年は当協会設立25周年にあたり、日頃の調査や普及活動に加え、安土城考古博物館で、企画展示『いにしえの渡りびと—近江の渡来文化』や、それと関連したシンポジウムを実施してまいりました。本紀要も25周年ということで、例年にくらべて多くの論考が集まりました。つきましては、多くの方からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。 平成8年3月

平成8年3月

## 紀要第9号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会  
大津市瀬田南大萱町1732-2  
Tel(0775) 48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社  
大津市札の辻4-20  
Tel(0775) 23-2580 Fax(0775) 24-6668